

ドイツ受信料制度改革の憲法学的考察

—放送負担金制度の概要と問題点—

鈴木秀美

- 一 はじめに
- 二 放送負担金制度の概要
- 三 放送負担金制度についての憲法裁判
- 四 放送負担金制度の憲法上の問題点
- 五 結びにかえて

一 はじめに

ドイツでは、二〇一三年一月一日から従来の放送受信料制度に代わって新しい受信料制度がスタートした。これまでの制度では、日本と同じように、テレビ受信機を自宅に設置することに伴い、放送受信料を支払う義務が生じる仕組みが採用されていた。⁽¹⁾ところが、インターネットの普及によつて放送を取り巻くメディア環境が大き

な変容を遂げたことが要因となり、新制度では、ラジオを聴いたり、テレビを視聴しない人々を含めて、すべての世帯と事業所から放送負担金 (Rundfunkbeitrag) が徴収されることになった。放送負担金の額は、自宅でテレビを視聴している世帯の場合、旧制度で支払っていた放送受信料の額と同じであるため、多くの視聴者はこの制度の制度改革を違和感なく受け入れた。これに対し、もともと自宅にラジオもテレビもない世帯からみると、放送負担金を支払う義務が新たに課せられた。また、事業所の場合、新制度において支払う放送負担金の額は、従業員の数と所有する車両の台数に基づいて算出されるが、新制度への移行に伴い、これまで支払ってきた放送受信料の額と比べて数倍になつた事業所もあるといわれている。このため、二〇一二年に新制度への移行が目前に迫ると、放送負担金制度に対する批判が、その合憲性を争う裁判として連邦や州の憲法裁判所に提起されるに至つた。これらの憲法裁判について裁判所の本格的な判断はまだ下されていないが、合憲・違憲それぞれの立場から鑑定書や論文が公表されており、その成り行きに注目が集まつてゐる。

そこで以下では、放送負担金制度の概要を明らかにするとともに、新制度についてどのような憲法裁判により、どのような憲法上の問題点が指摘されているのかについて検討を加えてみたい。

1 制度改革の背景

ドイツの放送負担金制度は、ラジオを聴いたり、テレビを視聴しない人々を含めて、すべての世帯から放送負担金を徴収するものである。一般の世帯だけでなく、企業や商店などの事業所も放送負担金を支払う義務を負う。連邦国家ドイツでは、連邦を構成する州に放送についての立法権限がある。新しい制度の根柢となる第一五次放

送改正州際協定⁽²⁾は、二〇一〇年一二月にドイツ連邦共和国を構成するすべての州の間で締結され、二〇一一年一月末までに各州議会によって承認された。二〇一三年一月一日、放送負担金州際協定 (Rundfunkbeitragsstaatsvertrag、以下では「州際協定」と略記) が施行された。

旧制度において放送受信料は、基本料金（ラジオ料金）月額五・七六ユーロ、テレビ料金月額一二・二二ユーロであった。テレビ受信機を所有する人は、基本料金に加えてテレビ料金を支払う仕組みとなつており、月額一七・九八ユーロを支払っていた。新制度では、個人の場合、世帯として、一戸の住居に住んでいる人の数とは無関係に、住居ごとに月額一七・九八ユーロの放送負担金を支払う義務を負うことになった。

放送負担金制度は、元連邦憲法裁判所の裁判官で、ハイデルベルク大学教授パウル・キルヒホフの鑑定書（二〇一〇年⁽³⁾）に依拠している。二〇〇六年、連邦制の下で放送についての立法権限を有する州の首相らは、二〇〇七年一月から、インターネットに接続可能なパソコンや携帯端末にラジオと同じく放送受信料（基本料金）を支払う義務を課すことを決めたが、その際、受信機を手がかりとする受信料制度を将来的に維持するのは困難との認識に基づいて、新制度を導入するための準備に着手することも決定した。この度の受信料制度改革にあたっては、公共放送を租税によって賄う方法なども提案されたが、州の首相らは放送負担金制度を採用した。⁽⁴⁾

キルヒホフによれば、旧制度においては、一戸の世帯において一台のラジオと一台のテレビが情報受領の中心となつてゐることが前提とされていた。ところが、今日、若者はラジオ番組・テレビ番組をインターネットに接続されたパソコンや携帯電話で受信している。携帯電話だけでなく、パソコンも多くの場合は携帯可能であり、放送を受信する以外にも、様々な機能を果たすものとして利用されている。このため、受信機はもはや世帯および事業所におけるテレビの利用を把握するための手がかりではなくなつてゐる。また、受信機を手がかりとする負担と、世帯および事業所において放送を受信する態様の実際が乖離しているため、放送受信料制度の説得力が

しだいに低下している。その結果、放送を受信しているのに、放送受信料を支払っていない世帯の数が増えていく。世帯が小さくなっているせいもあり、世帯の数はまだ増えているにもかかわらず、受信機の所有を届け出る世帯が減少している。とりわけ、そのような傾向は大都市で顕著となっている。二〇〇九年一二月に公表された調査結果⁽⁸⁾によると、ベルリン、フランクフルト・アム・マイン、ミュンヘン、シュツットガルトにおいて受信機所有を届け出ている世帯は、七六・九パーセントから七八・五パーセントの間であり、全国平均を下回っていた。これは、受信料を支払う義務を初めて負うことになる若者の多数が、違法な状態から出発するということを意味している。このような事態が、速やかな受信料制度改革の必要性を生んでいる。徴収の欠陥は、旧制度の合憲性を脅かす。なぜなら、平等原則は、受信料について、法的にも、実際にも負担の公平を求めるからである。負担の公平は、公平な立法とその執行を要請している。⁽⁹⁾

キルヒホフは、このように説いて、受信機の所有の有無や受信機の種類とは無関係に個人と事業所が公共放送の経費を負担する、シンプルな放送負担金制度の導入を主張し、それが新制度の根拠とされた。

2 放送負担金制度

放送負担金は、ドイツ公共放送連盟 (Arbeitsgemeinschaft der öffentlich-rechtlichen Rundfunkanstalten Deutsch-land, 以下では、「ARD」と略記) を構成する、原則として州ごとに設立されている九つの放送協会、第一ドイツテレビ (Zweites Deutsches Fernsehen, 以下では、「ZDF」と略記)、ドイツラントラジオ (Deutschlandradio) の財源となる。ただし、ドイツの公共放送は、広告からも収入を得ている点が、放送法で広告を禁止される日本放送協会とは異なる。なお、放送負担金の徴収は、「ARD、ZDF、ドイツラントラジオ負担金サービス」(以下では、「負担金サービス」と略記) という組織が行う。放送負担金は、負担金サービスによっていつたん徴収

された後、前述した放送協会と民間放送監督機関である州メディア委員会に配分される。放送財源州際協定 (Rundfunkfinanzierungsstaatsvertrag) によれば、放送負担金収入の約二パーセントが州メディア委員会に配分される（一〇条）。放送負担金から公共放送に配分される収入のうち、七二・六パーセントが ARD に、二四・八パーセントが ZDF に、二・六パーセントがドイツラントラジオに配分される（九条）。旧制度では、受信料徴収センター (Gebühreneinzugszentrale 以下では、「GEZ」と略記) が受信料の徴収を行っていた。この GEZ が、新制度への移行に伴い負担金サービスに改組された。

放送負担金制度では、個人の場合、世帯として住居 (Wohnung) に放送負担金を支払う義務がある。義務を負うのは、住居の持ち主 (Inhaber) である（州際協定二条一項）。「持ち主」とは、その住居に自ら住んでいるすべての成人であり、住民登録をした人または住居の賃貸契約の賃借人は、住居の持ち主であると推定される（同二項）。同じ住居に住んでいる人の数とは無関係に、一戸の住居につき月額一七・九八ユーロの放送負担金を支払う義務を負う。この金額は、二〇一二年一二月まで、テレビ受信機を所有する世帯が支払っていた放送受信料と同額であり、テレビ受信機を所有し受信料を支払ってきた大多数の世帯にとって、この度の制度改革は、月額も徴収方法等にも変更がないため、受け入れられやすいという面がある。ただし、住居を手がかりとする放送負担金を支払う義務は、単身赴任で二重生活をしている人の二つ目の住居や、週末や休暇中だけ過ごすための別荘にも自宅と同様に課せられる。

「住居」とは、「そこに含まれる部屋の数とは関係なく、固定された、構造上独立したあらゆる空間であつて、居住または就寝のために利用されるものであり、かつ、その空間のためだけの入り口から立ち入ることができるもの」をいう（州際協定三条一項一文）。病院の病室、ホテルその他の宿泊施設の客室は住居にはあたらない。

世帯ごとの放送負担金の支払い義務を「住居」を手がかりに課した理由は、州際協定の立法理由書によれば、⁽¹⁰⁾

放送番組の個人的な利用の仕方に依拠しない、自明かつ検証可能な「住居」という類型化が必要とされたからである。住居ごとに放送負担金を課すという方法を採用することにより、GEZの調査員が受信機の有無を確認する必要がなくなるので、放送負担金を支払う義務を負う個人のプライバシー保護が強化されるし、受信機が携帯可能である場合にも、受信機のあらゆる利用形態を把握することが可能になると考えられた。立法理由書によれば、「負担金支払い義務は、実際の放送利用とは無関係に生じる。なぜなら、公共放送はすべての社会の役に立っているからである」。ドイツ全土において技術的に放送の受信が可能であることが前提とされており、負担金支払い義務を、住居において放送を利用しないとか、技術的に受信可能な受信機がないという反論によつて回避することはできないことになった。

旧制度において、約一割の世帯はたとえテレビ受信機を所有していても届け出ず、受信料を不払いしている可能性があると考えられてきたが、放送負担金制度に移行することで、不払い者 (Schwarzseher) が減り負担の公平が促進されるという長所があると考えられている。さらに、ドイツでもこれまでには不払い対策としてGEZから委託された調査員により、受信機の有無について訪問調査が行われてきたが、放送負担金制度ではテレビ受信機の有無を調査員に問われるという煩わしさから解放されるというところも長所として強調されている。なお、未払いの放送負担金は、当該未払い者の居住する地域を放送区域とする州放送協会によって確認され、未払い者に対して請求の通知がなされ、行政執行手続を通じて執行される (州際協定一〇条五項一文、六項一文)。

放送負担金制度では、住居に加えて事業所 (Betriebsstätten) の所有者も、従業員数と車両の数に応じて放送負担金を支払う義務を負う。その義務は、従業員数との関係で、①従業員八人までは一戸の住居に課せられる放送負担金の三分の一、②一九人までは一戸の住居と同額、③四九人までは二戸分、④二四九人までは五戸分、⑤四九九人までは一〇戸分、⑥九九九人までは二〇戸分、⑦四九九九人までは四〇戸分、⑧九九九九人までは八〇

戸分、⑨一万九九九九人までは一二〇戸分、⑩二万人以上は一八〇戸分と、従業員数に応じて一〇段階となつてゐる（州際協定五条一項）。事業所とは、「独自の、私的目的以外に利用されている固定されたあらゆる空間」のことである（州際協定六条一項一文）。事業所の所有者とは、事業所を自己の名義で利用している自然人または法人をいう。

事業所は、さらに業務用の車両の数に応じて放送負担金を支払わなければならぬ。一事業所が所有する車両が一台の場合は支払い義務を負わないが、二台目から車両一台につき一戸の住居に課せられる放送負担金の三分の一を支払う義務を負う（州際協定五条二項一文二号、二文）。また、第三者に一時的な宿所を提供するホテルその他の宿泊施設の客室も、二部屋目から一部屋につき、一戸の住居に課せられる放送負担金の三分の一を支払う義務を負う（同二項一文二号）。

立法理由書によれば、放送負担金制度が、事業所の義務を資本金や売上げではなく従業員数を手がかりにしたのは、放送負担金の額を決める場合、事業所における放送の利用可能性が重要だからである。従業員の数は、事業所の所有者が、雇用契約に応じて算出する。常勤・非常勤は区別されない。①従業員八人までの事業所が一戸の住居に課せられる放送負担金の三分の一を支払う義務を負うとされたのは、小規模の事業所に対する配慮である。統計によれば、約七〇パーセントの事業所がこの規模であり、約九〇パーセントの事業所が、この①または②の段階に含まれることになるという。

事業所の所有者が、従業員数だけでなく、事業所の保有する車両の台数に応じて放送負担金を支払う義務を負うのは、車両では、事業所の中とは別に放送が利用される状況が生じるからだと説明されている。立法理由書は、車両の所有台数を手がかりとすることについて、受信機を手がかりとしていた旧制度とは異なり、新制度では、放送を利用する空間の存在が手がかりとされていることを指摘している。営業担当者が車で顧客のところに出向

くとか、弁護士が車で依頼人のところに出向く場合がその具体例とされている。車両と同様の理由から、ホテルその他の宿泊施設の客室も、部屋数に応じて放送負担金を支払う義務を負う。ホテルその他の宿泊施設の客室では、宿泊客が入れ代わり立ち代わり放送を利用すること、そしてそれがビジネスモデルになつてていることが、その理由だとされている。⁽¹³⁾

三 放送負担金制度についての憲法裁判

新制度への移行が目前となつた二〇一二年以降、放送負担金の合憲性を争ういくつかの裁判が憲法裁判所や行政裁判所に提起されるに至つた。主たるものとして、次のような裁判例がある。①パツサウ大学の若手研究者がバイエルン州憲法裁判所 (Bayerischer Verfassungsgesetzhof) に民衆訴訟を提起した（係属中）。②ドラッゲストアのチエーンを展開するロスマーン (Rossmann) 社も同州憲法裁判所に民衆訴訟を提起した（係属中）。③ラインラント・プファルツ州憲法裁判所 (Verfassungsgerichtshof Rheinland-Pfalz) に、建築会社が憲法異議を申し立てた（係属中）。④敬虔なキリスト教徒が、連邦憲法裁判所に放送負担金制度の導入に反対する憲法異議を申し立て、同時に導入を差し止める仮命令を求めたが、憲法異議は受理されなかつた。⑤ドイツ土地利用者連盟 (VDGN: Verband Deutscher Grundstücksnutzer) が連邦憲法裁判所に二つの憲法異議を申し立てたが、いずれも受理されなかつた。⑥自宅でラジオだけを聴いており、テレビを持つていない個人がバーデン・ヴュルテンベルク州憲法裁判所 (Staatsgerichtshof für das Land Baden-Württemberg) に憲法異議を申し立てたが、不適法を理由に却下された。⑦旧制度では放送受信料を免除されていた障がい者が、新制度において三分の一に減額されているとはいえ放送負担金を支払う義務を課されたことを争つたが、アンスバッハ行政裁判所は新制度を合憲とした。

⑧レンタカー会社シックスト (Sixt) 社がミュンヘン行政裁判所に提訴したことが二〇一三年一〇月に明らかになつた。この他、⑨ドイツ小売商連盟は放送負担金制度を違憲であるとする、ライプチヒ大学教授デーラントラジオの鑑定書を二〇一三年一月に公表した。⑩これらの動きを背景として、ARD、ZDF、ドイツラントラジオは、放送負担金制度を合憲であるとするマインツ大学教授クーベの鑑定書を二〇一三年一〇月に公表した。各事件の詳細は以下の通りである。

①パツサウ大学法学部の公法・安全法・インターネット法研究所の研究助手をしているエルマノ・ゴイアードは、二〇一二年八月、バイエルン州憲法裁判所に民衆訴訟を提起した。⁽¹⁴⁾この民衆訴訟の対象は、第一五次放送改正州際協定に対するバイエルン州の同意法律である。具体的には、放送負担金が実質的に租税にあたることや、事業所の支払い義務に不平等があることなど、放送負担金制度には様々な憲法問題があると主張している。バイエルン州憲法によれば、自己の基本権侵害とは無関係に、誰でも、無料で、州憲法裁判所に州法の合憲性審査を求めることができる。このような制度を備えているのは、ドイツ連邦共和国を構成する一六州の中でもバイエルン州だけである。

また、ゴイアードは、バイエルン州憲法裁判所に、放送負担金徴収の手がかりとなる住民登録情報が放送協会に提供されることを差し止める仮命令を求めた。しかし、二〇一三年四月一八日、バイエルン州憲法裁判所は仮命令についての請求を退けた。⁽¹⁵⁾なぜなら、放送負担金制度の合憲性が争われている民衆訴訟について、理由があるか否かが明らかではないため、結果として放送負担金徴収を非常に困難にする住民登録情報提供の差止めを仮命令で認めるることはできないと判断されたためである。とはいっても、放送負担金制度の合憲性については、今後、バイエルン州憲法裁判所の判決が下される可能性がある。

②ドラッグストアをチェーン展開しているロスマン社も、二〇一二年一二月、バイエルン州憲法裁判所に民衆

訴訟を提起した⁽¹⁶⁾。同社のチエーン店は約一七〇〇店あるため、新制度によれば、同社は、約二〇万ユーロの放送負担金を支払わなければならないという。これは、旧制度で支払っていた放送受信料三万九五〇〇ユーロの約五倍にあたる。同社は、放送負担金制度が同社の一般的行為の自由と平等権を侵害すると主張しており、また、放送負担金は租税にあたるため、新制度は基本法の権限配分に違反しているという主張もしている。同社の民衆訴訟は、バイエルン州憲法裁判所においてゴイナーの民衆訴訟と併合して審理されるとみられている。ロスマン社は、連邦憲法裁判所でも放送負担金制度の合憲性を争うことを検討していると報道されている。

③二〇一二年一二月、ある建築会社が、ラインラント・プファルツ州憲法裁判所に、憲法異議を申し立てた⁽¹⁷⁾。

同州憲法によれば、誰でも、憲法異議を申し立てることにより、州の公権力行使による基本権侵害を州憲法裁判所で争うことができる。憲法異議の申立ては無料とされている。同州では、連邦憲法裁判所の制度として広く活用されてきた憲法異議の制度を、一九九二年に州憲法に導入した。この建築会社は、第一五次放送改正州際協定に対する同州の同意法律に対する憲法異議申立ての中で、放送負担金制度によって、同社の営業の自由、一般的行為の自由、自己情報コントロール権等が侵害されると主張している。この建築会社は、同州の内外で主として道路を建築しており、約二〇〇人の従業員がおり、約一〇〇台の車両を所有している。同社は、個人が所有する車両には放送負担金を支払う義務が課されていないのに、事業所の所有する車両に支払い義務が課されている点を平等違反であると問題にしており、新制度において中規模の事業所に対して課された負担が、比例原則に違反すると主張している。

(18) ラインラント・プファルツ州憲法裁判所は、二〇一三年中に放送負担金について判決を下したいと告知していた。しかし、二〇一三年中に判決は下されなかつた。同州の州都マインツ市には ZDF があるほか、同州は、伝統的に州首相らが放送政策について会合する「放送委員会」の幹事役を務めており、放送政策の要の州といつ

てもよい。ラインラント・プファルツ州憲法裁判所がこの憲法異議についてどのような判断を下すか、今後の展開に注目が集まっている。

④敬虔なキリスト教徒が、放送負担金制度の導入に反対する憲法異議を申し立て、同時にこの制度の導入を差し止める仮命令を求めたが、連邦憲法裁判所第三部会は、二〇一二年一二月一二日、憲法異議を不受理とする決定を下した⁽¹⁹⁾。この事件の憲法異議申立人は、宗教上の理由から、テレビ、ラジオ、電話、携帯電話、インターネット接続、自家用車のいずれも使用していないため、放送を受信することはできないし、それを望んでもいいないことを理由に、放送負担金の支払いを強制されることにより、基本権が侵害されると主張した。連邦憲法裁判所第三部会は、憲法異議の補完性、すなわち憲法異議が適法とされるためには、出訴の方法を尽くしている必要があるのに（連邦憲法裁判所法九〇条二項一文）、この事件ではこの要件が満たされていないとし、まず行政裁判所において放送負担金の支払い強制による基本権侵害を争うべきであると指摘して、憲法異議を不受理とした。

⑤ドイツ土地利用者連盟は連邦憲法裁判所に二つの憲法異議を申し立てた。一つ目の憲法異議は、二〇一二年六月に申し立てられたもので、放送負担金を徴収するための個人情報の取り扱いが自己情報コントロール権を侵害すると主張した⁽²⁰⁾。二つの目の憲法異議は、二〇一二年一月に申し立てられたもので、住居に対して課される放送負担金が、一人暮らしの者にとつて不平等であると主張した⁽²¹⁾。連邦憲法裁判所は、二〇一三年に入つて、憲法異議の補完性を理由に、二つの憲法異議を相次いで不受理とした⁽²²⁾。二つの憲法異議のうち、自己情報コントロール権についての憲法異議を担当した連邦憲法裁判所第三部会において、同部会を構成する三人の裁判官のうちの一人が、放送負担金制度の根拠となる鑑定書を執筆したパウル・キルヒホフ教授の弟であるフェルディナント・キルヒホフ裁判官であった。ドイツ土地利用者連盟は、不受理の決定を受けて、キルヒホフ裁判官が、兄への配慮から審理に一定の影響力を行使したのではないかという疑いを表明した⁽²³⁾。

その後、ドイツ土地利用者連盟は、ベルリン・ブランデンブルク上級行政裁判所に、ベルリン・ブランデンブルク放送協会の放送負担金徴収規則を手がかりとして、放送負担金制度の合憲性を争う規範統制を求めて提訴した。放送負担金徴収規則は、新制度への移行に伴い、第一五次放送改正州際協定に基づいて各放送協会が放送負担金徴収のために定めたものである。

⑥自宅でラジオだけを聴いており、テレビを持つていらない個人が、バーデン・ヴュルテンベルク州憲法裁判所に憲法異議を申し立てた⁽²⁴⁾。同州では、緑の党と社会民主党の連立政権が憲法を改正し、憲法異議の制度を導入した。二〇一三年四月一日から、誰でも、憲法異議を申し立てることにより、州の公権力行使による基本権侵害を州憲法裁判所で争うことができるようになった。ただし、連邦憲法裁判所と同じく、バーデン・ヴュルテンベルク州憲法裁判所の場合にも、憲法異議が適法とされるためには、出訴の方法を尽くしている必要がある。二〇一三年八月一九日、同州憲法裁判所は、自宅でラジオだけを聴いており、テレビを持つていらない個人が、旧制度ではラジオ料金として月額五・七六ユーロを支払う義務しかなかつたのに、新制度では月額一七・九八ユーロの放送負担金を支払わなければならないことを争うために申し立てられた憲法異議を、州の裁判手続において出訴の方法を尽くしていないとして却下の決定を下した⁽²⁵⁾。放送負担金州際協定には、生活保護受給者、難民、孤児などのための免除規定（四条一項）、障がい者などのための減額規定（同二項）が設けられているが、そのほかにも「特別に過酷な損害のある場合」、本人の申立てに基づいて州放送協会が放送負担金を免除しなければならないとする規定も設けられている（同六項一文）。このため、この憲法異議が適法となるためには、憲法異議申立人は、まず、行政裁判所に訴えて、ラジオのみを所有し、まったくテレビを視聴していない場合、「特別に過酷な損害のある場合」として、新制度において放送負担金の免除が認められるか否かについての判断を求める必要があるとされた。

(7) 旧制度では放送受信料を免除されていた障がい者（八九歳の女性）が、新制度において一戸の住居の三分の一の放送負担金に減額されているとはいえ、放送負担金を支払う義務を課されたことを争つて、アンスバッハ行政裁判所に提訴した。原告は八七歳の時、脳卒中で倒れて障がい者となり、二〇一二年一月から、バイエルン放送協会によつて放送受信料の免除を認められていた。新制度において、放送負担金は州際協定四条一項に列挙された生活保護受給者などについては免除が認められているが、障がい者については同二項により三分の一に減額するものとされている。アンスバッハ行政裁判所は、二〇一三年七月二十五日の判決により、原告の請求を棄却した。²⁶なぜなら、新制度の合憲性に疑いはなく、原告は放送負担金の免除のための要件を満たしていないと判断されたからである。

(8) レンタカー会社シックススト社がミュンヘン行政裁判所に提訴したことが二〇一三年一〇月に明らかになった。同社が八月に明らかにしたところによれば、二〇一三年の一月から三月について負担金サービスは、同社の四万台以上のレンタカーと事業所に対し、約七一万八〇〇〇ユーロを放送負担金として支払うよう請求した。²⁷この中には、支払い遅延に対する追加の負担金七〇〇〇ユーロが含まれていたという。同社は、二〇一三年に支払う放送負担金の総額が三〇〇万ユーロになると試算した。しかし、同社の本社があるバイエルン州で放送負担金を徴収する権限を有するバイエルン放送協会は、同社の放送負担金の総額について、旧制度で徴収されていた放送受信料の総額よりも少なくなるはずだと反論したと報道されている。

シックススト社は、新制度の概要が明らかになつて以来、レンタカーの利用者はそれぞれの住居との関係で放送負担金を支払う仕組みであるから、レンタカーに対しさらに放送負担金を課すことは憲法違反になるのではないかという疑いを表明してきた。行政裁判所が、同社の支払うべき放送負担金の総額について審理する前提として、放送負担金制度の合憲性を審査する必要があると判断すれば、事件は連邦憲法裁判所に移送されることにな

る（具体的規範統制）。

⑨ドイツ小売商連盟は制度の違憲性を詳細に検討したライプチヒ大学教授のデーゲンハルトの鑑定書を二〇一三年一月に公表した⁽²⁸⁾。デーゲンハルトは、放送負担金が租税にあたるため州にはその権限がなく、それゆえ憲法違反だと指摘する。また、事業所に課された放送負担金については、すべての企業に対しても括りに、従業員と車両の数だけを手がかりに放送負担金を課すことは不平等であり、一般的行為の自由を侵害すると批判し、とりわけ、ドラッグストアのチェーン店にみられるように、事業所の数が多い場合を問題にしている。ドイツ小売商連盟は、この鑑定書を使って裁判所で放送負担金の合憲性を争うことはしておらず、バイエルン州憲法裁判所に係属中の、前述した二つの民衆訴訟の行方を注視している。なお、バイエルン放送協会の顧問弁護士であるシユナイダー弁護士が、デーゲンハルト鑑定書を批判する論文をメディア法専門誌に公表したところ、デーゲンハルトはこれに対する反論を同じ雑誌で公表した⁽²⁹⁾。

⑩これらの動きを背景として、ARD、ZDF、ドイツラジオは、マインツ大学教授のクーベに鑑定書を依頼した。放送負担金制度を合憲であるとするクーベの鑑定書が、二〇一三年一〇月に公表された⁽³⁰⁾。キルヒホフの鑑定書に依拠して導入された放送負担金制度に対して提起された憲法裁判において、公共放送側はクーベの鑑定書にも基づいて、現行制度の合憲性を主張するものとみられる。なお、クーベは、事業所について課せられた放送負担金を原則として合憲としつつも、「独自の、私的目的以外に利用されている固定されたあらゆる空問」という事業所の定義（州際協定六条一項一文）には疑問があり、法的安定性が得られないため、見直しが必要だと指摘している⁽³²⁾。

四 放送負担金制度の憲法上の問題点

1 放送負担金の法的性格

放送負担金制度の憲法上の問題点は、前述した裁判や鑑定書の応酬などを通じて議論されているだけでなく、学説においても論じられるようになつてゐる。⁽³³⁾これまでに違憲だと指摘されている放送負担金制度の問題点のうち、制度の根幹にかかるのが、受信機の所有と無関係に徴収される放送負担金の法的性格をめぐる議論であり、違憲論の立場からは、放送負担金は「租税」であり、憲法上、州にそれを徴収する権限がないと主張されている。

旧制度における放送受信料は、基本法七〇条一項に基づき州が有する放送受信料徴収についての立法権限をその根拠としていた。憲法判例によれば、「放送受信料は、国家共同体の財源のための無条件の租税ではなく、特惠負担 (Vorzugslast)⁽³⁴⁾ である。なぜなら、放送受信料は、それが放送受信機を設置することによって根拠付けられる、視聴者としての地位に結び付けられることによって、放送協会の給付による特惠のために支払われなければならないからである」⁽³⁵⁾。ところが、放送負担金制度は、放送の視聴者の地位との結び付きを持たない。デーゲンハルトによれば、このことが放送負担金の法的性格にとつて決定的な帰結をもたらす。放送負担金は、「いまや特惠負担ではなく、むしろ共同負担 (Gemeinlast)⁽³⁶⁾ であり、すなわち租税である」。特惠負担は、個人的特惠を前提としているが、放送負担金は、住居または事業所を所有しているだけで徴収される。住居または事業所で誰でも放送を受信することができるということだけでは、個人的特惠とはいえないとデーゲンハルトは主張している。ドイツにおいて国民が公法に基づいて国や地方公共団体に支払わなければならない金銭給付を公課という。公課は、租税といわゆる特惠負担に区別される。特惠負担には、料金 (Gebühr)、負担金 (Beitrag)、特別の公課 (Sonderabgabe) が含まれる。租税は、租税通則法三条一項によれば、「特別の給付に対する反対給付ではなく、

収入を得るため公法上の団体によって、法律が給付義務について定める要件に該当するすべての者に課せられる「金銭給付」のことである。これに対し、料金と負担金は、一定の反対給付を受ける対価として支払うものである。事件①の原告であるゴイアーレは、上記のような租税の定義こそ放送負担金に適合するとし、放送負担金は、公共放送のための目的税であるが、州にはそのための権限がないと考えている。ゴイアーレは、州の徵税権を定めた基本法一〇五条二a項からも、税収について連邦と州の配分を定めた基本法一〇六条からも、州の放送税の権限を導出することはできないと主張している。⁽³⁸⁾ デーゲンハルトも、同じ理由により、放送負担金制度について州の立法権限を否定している。⁽³⁹⁾

コリオートとケムも、基本法一〇五条二a項と一〇六条からみて、放送負担金の立法権限が州にはないという理由で、放送負担金制度は違憲であり、憲法上の権限に基づかず放送負担金を支払う義務を課したことが、支払い義務を課された者の一般的行為の自由を侵害すると指摘している。⁽⁴⁰⁾

2 平等原則違反

放送負担金制度は、立法権限の観点からだけでなく、いくつかの基本権との関係でも違憲性が指摘されている。とくに問題視されているのが、事業所の負担における不平等である。

デーゲンハルトは、従業員の数に応じて一〇段階で放送負担金の額が定められていることについて、事業所における従業員一人あたりの放送負担金の額を算出すると、小規模の事業所が、大規模の事業所に比べて放送負担金を支払う義務を不平等に、過剰に課せられていると指摘している。⁽⁴¹⁾ 例えば、従業員が三万人の場合、住居の一八〇戸分の放送負担金を支払わなければならぬが、従業員一人については、〇・〇〇六戸分の負担となる。これに対し、従業員が三人の場合、一戸の住居の三分の一の放送負担金を支払わなければならぬが、従業員一人

についてみると、○・一一戸分の負担となる。両者を比較すると、従業員三人の小規模事業所は、従業員三万人の大規模事業所に比べて、一人の従業員あたり約一八倍の放送負担金を支払わなければならない。また、例えば、同じ従業員数でも、本社一か所のみの事業所と、本社に加えて多数の支社・支店がある事業所では、後者のほうが多額の放送負担金を支払う義務を負う。例えば、一五〇〇人の従業員がいる企業において、本社に二五〇人、その他の従業員が支店に分散している場合と、一五〇〇人が本社一か所のみで働いている場合を比べてみれば、その違いが明らかになる。

また、デーランハルトは、事業所が保有する車両の台数に応じて放送負担金を支払う義務が課せられているため、同じ従業員数でも、本社一か所のみの事業所と、本社に加えて多数の支社・支店がある事業所では、後者のほうが多額の放送負担金を支払う義務を負うことになる可能性が高いと指摘する。⁽⁴²⁾なぜなら、支社・支店ごとに車両を必要とすると考えられるからである。さらに、営業のためにとくに多数の車両を保有する事業所についても、制度上は他の事業所と同じ扱いとなつており、その点も不平等だと指摘されている。

なお、車両について、事業所が所有する車両のみが放送負担金の支払い義務の手がかりとされ、個人の場合、所有する車両の数に応じた支払い義務が課されていないことも不平等だと批判されている。⁽⁴³⁾

この他、個人の世帯についても、まず、住居ごとに課される放送負担金制度では、一人暮らしの者が、ひとつの住居に家族や同居人などと一緒に暮らす者との関係で不平等に扱われているという批判がある。また、一人で二つ以上の住居を所有する者については、住居ごとに支払い義務を負うことになるため、この点について不平等だという主張もある。

コリオートとケムは、二つの住居を所有している場合、一人の所有者が同時に二つの住居で放送を利用することはできないという点を指摘する。なるほど、夫婦のどちらか一方が単身赴任するために一人で二つの住居を所

有している場合、夫婦が別々に、それぞれの住居で放送を利用することも考えられる。しかし、放送負担金制度においては、一戸の住居に何人住んでいるかとは関係なく、住居の所有者が当該住居の放送負担金を支払う義務を負い、そして、放送利用の可能性とは関係なく放送負担金を支払う義務が課されることからすると、第二の住居については免除の規定を置くべきだと提案している。⁽⁴⁴⁾ また、放送負担金がもし租税とあるすれば、仕事の都合で別々に暮らしている夫婦の場合、家族の保護（基本法六条一項）のため、第二の住居に課されることからすると、税に配慮すべきとした憲法判例が、放送負担金にも妥当するし、近年、憲法判例によつて男女間の婚姻と同様に扱うべきだと認められる傾向が強まっている同性のパートナーシップにも、同じことがてはまるとも指摘している。⁽⁴⁵⁾ 放送負担金制度の合憲性については、平等原則違反だけでなく、宗教上の理由から放送を利用したくない人に支払い義務を課すことが信教の自由を侵害するという主張や、徴収のための住民登録情報の取り扱いが自己情報コントロール権を侵害するという観点からの批判もあり興味深いが、紙幅の関係で、これらの問題についての検討は別稿に譲ることにしたい。

3 小括

すでに明らかにした通り、個人や企業が、放送負担金制度に対する批判を、その合憲性を争う裁判として、様々な手続を利用して、憲法裁判所や行政裁判所に提起しているが、新制度を構想し、具体化した州政府・州議会と公共放送協会は、放送負担金制度は租税ではなく負担金であり、基本権も侵害しないと反論している。しかし、放送負担金が租税か否かは、税法上の難解な問題であるし、放送負担金を租税ではないとみる論者からも、住居と事業所の概念の明確化や、事業所の所有する車両に課される放送負担金支払い義務の見直しの必要性などが指摘されている。⁽⁴⁶⁾ とくに注目されるのは、前述の通り、放送負担金について提起された憲法裁判に対抗するた

め、ARD、ZDF、ドイツラントラジオに依頼されて鑑定書を執筆したクーベが、事業所に課せられた放送負担金を原則として合憲としつつも、「独自の、私的目的以外に利用されている固定されたあらゆる空間」という事業所の定義（州際協定六条一項一文）には疑問があり、法的安定性が得られないため、見直しが必要だと指摘したことである。⁴⁹⁾

なお、第一五次放送改正州際協定に付された附帯宣言において、すべての州は、二〇一三年の放送負担金収入が二〇一四年初めに確定された後、速やかに制度の見直しを行うこと、その際、住居、事業所、従業員、車両といふ義務を課すための要件の必要性と均衡性を検討することを明らかにしている。そして、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州は、上記の要件の見直しにあたっては、事業所の所有する車両に課される放送負担金の廃止も含めて検討するとの附帯宣言を補足的に付している。

以上のような状況からみて、憲法裁判についての裁判所の判断が示される前に、放送負担金制度における支払い義務のあり方が、様々な批判も考慮に入れて改正される可能性がある。ただし、改正作業が行われるとしても、すべての批判を放送負担金制度に反映させることは困難であり、最終的な決着は連邦憲法裁判所の判断を待たなければならぬかもしれない。

五 結びにかえて

本稿では、二〇一三年一月一日からドイツに導入された放送負担金制度について、その概要を明らかにした後、新制度について多くの憲法裁判が提起されていることを明らかにしたうえで、その中で指摘されている憲法上の問題点に検討を加えた。その結果、放送負担金制度については、放送負担金が租税にあたり、州にその立法権が

ないのではないかという権限上の問題と、住居と事業所の所有者に課せられた放送負担金を支払う義務について、様々な観点から不平等だという問題が指摘されていることが明らかとなつた。放送負担金制度の合憲性については、裁判の今後の推移を見守りつつ、別稿であらためて検討を加えてみたいと思う。

そこで本稿を閉じるにあたり、前述した憲法裁判や行政裁判とは異なる方法でも、放送負担金制度への異論が唱えられていることを紹介して、本稿の結びにかえることにしたい。

まず、事業所として放送負担金を支払う義務を負う地方公共団体から、新制度への厳しい批判の声があり、制度の見直しが求められている。例えば、ケルン市は、新制度に基づく同市の放送負担金の額が旧制度の放送受信料よりも相当に高額になることを危惧し、当初、放送負担金の支払いを拒否する姿勢を示していた。しかし、二〇一三年一月末、新制度の計算方法ではなく、旧制度で同市が支払っていた放送受信料と同額を放送負担金として支払うことを、ケルン市から放送負担金を徴収する権限を有する西部ドイツ放送協会（WDR）との間で合意した⁽⁵⁰⁾。

また、ドイツの高級紙「フランクフルター・アルゲマイネ」をはじめ、新聞各紙も放送負担金について批判的な報道をする傾向がある。その背景には、ARDがアイパッド（iPad）とアイフォン（iPhone）にニュース情報を発信するためのアプリケーション（Tageschau-App）を開発し、ニュースを動画だけでなく、文字でも提供していることについて、二〇一一年、八つの新聞社が、インターネットで公共放送が提供できるサービスの範囲を超えていると主張して提訴し、それ以来、ARDと裁判で争っているという事情がある。二〇一二年九月二七日、ケルン地方裁判所は、二〇一一年六月一五日に提供されたニュース情報について、番組とは無関係の、活字メディアに似た内容であると認める判決を下した⁽⁵¹⁾。ARDは、この判決を不服として控訴した。この件でARDと裁判をしている大衆紙「ビルト」（Bild）など一部の新聞は、放送負担金制度を激しく攻撃しており、

それがキャンペーン報道だという批判を受けている。⁽⁵²⁾

この他、二〇一三年に入り、放送負担金制度の見直しを求める多数の請願が連邦議会と州議会に申し立てられた。また、放送負担金を批判する市民運動も広がっており、例えば、二〇一三年三月二二三日には、フェイスブックを通じて組織された市民らが、ミュンヘンやケルンで放送負担金に反対するデモ行進を行つた。⁽⁵³⁾

ドイツ（旧西ドイツ）では、第二次世界大戦後から一九八四年まで公共放送の独占体制が続いていた。公共放送は、原則として戦後すぐ、連邦憲法である基本法が制定される前に、州ごとに設立され、州放送協会が連合体としてARDを組織した。また、一九六〇年代、二つ目の全国向けテレビ用地上波がドイツに割り当てられると、民間放送ではなく、連邦を構成するすべての州の間で締結された協定に基づいて、全国向けテレビ放送局であるZDFが設立された。その後、一九八四年以降、地上波以外の技術を主として用いることで民間放送が導入され、各州で民間放送制度が整備されることとともに、すべての州に共通する放送制度の基本原則について規律する「放送州際協定」が締結された。その後、公共放送と民間放送の相互関係は、憲法判例に基づいて制度化された。公共放送と民間放送のあり方をめぐる二大政党の対立が、連邦憲法裁判所に持ち込まれたためである。連邦憲法裁判所は、一九八〇年代後半以降の三つの判決によって、公共放送は放送の「基本的供給」の担い手であり、公共放送を中心として、民間放送の活動を制限するような放送法であつても、放送の自由（基本法五条一項二文）に照らして合憲とする判例を確立した。⁽⁵⁴⁾ 受信料の額を決める仕組みも、憲法判例に基づいて整備された。⁽⁵⁵⁾

ドイツでは、憲法上、放送についての立法権限が州にあるものの、放送法制は、連邦憲法裁判所の憲法判例に基づいて形成されてきたといつても過言ではない。放送負担金についても、最終的には連邦憲法裁判所の判断によつて制度のあり方が確定される可能性がある。また、放送負担金の場合には、その前にバイエルン州やライン

ハント・アーフアルツ州の憲法裁判所が判決を下すかもしれない。⁽⁵⁶⁾ あるいは、公共放送の財源のあり方については、国家援助を原則として禁止している欧州法の影響も無視する」ことはできない。⁽⁵⁷⁾ 日本の受信料制度のあり方を考えるために、ドイツの放送負担金制度が憲法と欧州法に適ったものとして定着し、市民に受け入れられるプロセスを今後も見守ってこきあたこと田^タハ。

(1) ドイツの受信料じへふと、塩野宏『放送法制の課題』(有斐閣、一九八九年) 1160頁以下、鈴木秀美『放送の自由』(信山社、11000年) 145頁以下参照⁵⁸。

(2) 15. Rundfunkänderungsstaatsvertrag vom 15. bis 21. Dezember, RhPiGVBL 2011, 385. *Hermann Eicher*, Von der Rundfunkgebühr zum Rundfunkbeitrag, *Media Perspektiven* 2012, 614 ff. が、放送負担金制度の導入に ARD 側や中心的な役割を果たした南西ドイツ放送協会法務担当者による解説。) の他じめ、*Polh Ferrean*, Der Rundfunkbeitragsstaatsvertrag – Rundfunkfinanzierung im Digitalzeitalter, NVwZ 2011, 714 ff.; *Wieland Bosman*, Paradigmenwechsel in der Rundfunkfinanzierung: Von der Rundfunkgebühr zum Rundfunkbeitrag, K&R 2012, 5 ff. など) の解説がある。

(3) キルヒホフ鑑定書は、*Paul Kirchhof*, Die Finanzierung des öffentlich-rechtlichen Rundfunks, 2010 エレクト刊行
やねじふ。

(4) Vgl. *Eicher/Schneider*, Die Rundfunkgebührenpflicht in Zeiten der Medienkonvergenz, NVwZ 2009, 741 ff.

(5) 例べば、*Christian Waldhoff*, Verfassungsrechtliche Fragen einer Stuer- und Haushaltfinanzierung des öffentlich-rechtlichen Rundfunks, AFP 2011, 1 ff.

(6) 放送負担金制度が導入された経緯については、杉内有介「始まつたドイツの新受信料制度——全世帯徴収の『放送負担金』導入までの経緯と論点」放送研究と調査(2013年3月号) 18頁以下に詳しい解説がある。塩野宏『行政法概念の諸相』(有斐閣、1101年) 517頁は、「ドイツ基本法に根ざす公共放送理解の再確認あるいは強化の意味」があると指摘する。

- (1) *Kirchhof*, a. a. O. (Anm. 3), S. 11 ff. Vgl. *dens.*, Die Neuordnung der Finanzierung des öffentlich-rechtlichen Rundfunks, in: Klaus Stern u. a., Die Neuordnung der Finanzierung des öffentlich-rechtlichen Rundfunks, 2012, S. 8 ff.
- (2) Kommission zur Ermittlung des Finanzbedarfs der Rundfunkanstalten, 17. KEF-Bericht, Dezember 2009, Tz 460.
- (3) BVerfGE 84, 239 (271 f); 110, 94 (113).
- (4) Begründung, S. 6. Vgl. *Wolfgang Lent*, Die neue Rundfunkbeitragspflicht für Wohnungsinhaber, LKV 2012, 493 ff.
- (5) Begründung, S. 17 f.
- (6) Begründung, S. 19.
- (7) Ebd.
- (8) Az: Vf. 8-VII-12. Vgl. *Ermano Gener*, "Eine Wohnung, ein Beitrag" – Überlegungen zur Popularklage gegen die neuen Rundfunkbeiträge, MMR-Aktuell 2012, 335/995.
- (9) BayVerfGH, Entscheidung vom 18. 4. 2013, Az: Vf. 8-VII-12; Vf. 24-VII-12. いざなぎ法は、憲法上問題ない
→ <http://www.bayern.verfassungsgerichtshof.de> に記載されています。Vgl. Spiegel Online vom 23. 4. 2013.
- (10) Az: Vf. 24-VII-12. Vgl. Frankfurter Allgemeine Zeitung vom 9. 1. 2013.
- (11) Az: VGH B 35/12. Vgl. Pressemitteilung des Verfassungsgerichtshofs Rheinland-Pfalz Nr. 5/2012 vom 17. 12. 2012.
- (12) Vgl. Pressemitteilung des Verfassungsgerichtshofs Rheinland-Pfalz Nr. 5/2013 vom 17. 12. 2012; Frankfurter Allgemeine vom 19. 12. 2012.
- (13) BVerfGK, 12. 12. 2012, Az: 1 BvR 2550/12. いざなぎ法は、憲法上問題ない
gericht.de に記載されています。→ <http://bundesverfassungsgericht.de>
- (14) Az: 1BvR 1700/12.

- (21) Az.: IBvR 2603/12.
- (22) Pressemitteilung des VDGN vom 8. 2. 2013 und 7. 5. 2013. VDGN の は トキタム <http://www.vdgm.de> に掲載
され、^レ。
- (23) Pressemitteilung des VDGN vom 7. 5. 2013. VDGN の は トキタム <http://www.vdgm.de> に掲載
され、^レ。
- (24) Az.: 1 VB 65/13.
- (25) Staatsgerichtshof für das Land Baden-Württemberg, Beschluss vom 19. 8. 2013. ノイの決定は、回裁判所の は
トキタム <http://www.stgh.baden-wuerttemberg.de> に掲載され、^レ。
- (26) VG Ansbach, Urteil vom 25. 7. 2013. Az.: AN 14 K 13. 00535. Vgl. Beck Online, Becklink 1027962.
- (27) Spiegel Online vom 19. 8. 2013.
- (28) *Christoph Degenhart*, Verfassungsfragen des Betriebsstättenbeitrags nach dem Rundfunkbeitragsstaatsvertrag
der Länder, Rechtsgutachten, K&R 2013, Beheft 1/2013 zu Heft 3, 1 ff.
- (29) *Axel Schneider*, Antworten auf »Verfassungsfragen des Betriebsstättenbeitrags nach dem Rund-
funkbeitragsstaatsvertrag der Länder«, ZUM 2013, 472 ff. Vgl. *dens.*, Warum der Rundfunkbeitrag keine
Haushaltssabgabe ist – und andere Fragen zum Rundfunkbeitragsstaatsvertrag, NVwZ 2013, 19 ff.
- (30) *Christoph Degenhart*, Verfassungsfragen des Betriebsstättenbeitrags nach dem Rundfunkbeitragsstaatsvertrag
der Länder, Zur Erwiderung von Schneider, ZUM 2013, 471, ZUM 2013, 621 f.
- (31) *Hanno Kube*, Der Rundfunkbeitrag – Rundfunk- und finanzierverfassungsrechtliche Einordnung, 2013, ノイの
トキタム <http://www.ard.de> に掲載され、^レ。
- (32) Ebd. S. 62 f.
- (33) *Stefan Korioth/Mari Koemmel*, Gut gemeint, doch schlecht gemacht: Die neue Rundfunkabgabe ist
verfassungswidrig!, DStR 2013, 833 ff; *Anna Terschihren*, Die Reform der Rundfunkfinanzierung in Deutschland,
2013.
- (34) 「収録範囲」 は トキタム <http://www.vdgm.de> に掲載され、^レ。

- (35) BVerfGK, 22. 8. 2012, Az.: 1 BvR 199/11, NJW 2012, 3423, Rn. 16.
- (36) *Degenhart*, a. a. O. (Ann. 28), 3.
- (37) *無線へ特許権を認めず*の解説がある。
- (38) *Geuer*, a. a. O. (Ann. 14).
- (39) *Degenhart*, a. a. O. (Ann. 28), 13 f.
- (40) *Korioth/Koemm*, a. a. O. (Ann. 33), 834 ff.
- (41) *Degenhart*, a. a. O. (Ann. 28), 21 f.
- (42) Ebd. 23.
- (43) *Marcel Seche*, Verfassungsbeschwerden gegen den Rundfunkbeitrag im nicht-privaten Bereich, NVwZ 2013, 683 ff., 685.
- (44) *Korioth/Koemm*, a. a. O. (Ann. 33), 837.
- (45) BVerfGE 114, 316.
- (46) Vgl. BVerfG vom 19. 2. 2013, Az.: 1 BvL 1/11, 1 BvR 3247/09.
- (47) *Korioth/Koemm*, a. a. O. (Ann. 33), 837.
- (48) *Ferrea*, a. a. O. (Ann. 2), 717.
- (49) *Kube*, a. a. O. (Ann. 31), S. 62 f.
- (50) Spiegel Online vom 31. 1. 2013.
- (51) LG Köln, Urteil vom 27. 9. 2012, Az. 31 O 360/11, JZ 2013, 100. Vgl. *Christian Starck*, Ann., JZ 2013, 103 f.
- (52) Vgl. taz.de vom 16. 1. 2013.
- (53) Ruhr-Nachrichten.de vom 30. 3. 2013; Die Welt vom 20. 3. 2013.
- (54) BVerfGE 73, 118; 74, 297; 83, 238. 編本・前掲注(一) 111頁以下、西土彰一郎『放送の自由の基層』(信山社、110 111年) 111頁以下参照。ルーベル・カッペル(赤坂正浩訳)「連邦憲法裁判所と国法学」立教法学八七号(110 111年) 111頁以下参照。

(55) BVerfGE 90, 60. 鈴木・前掲注(1)一一五三頁以下参照。

(56) ただし、基本法一〇〇条一項によれば、州の憲法裁判所は、州の法律が基本法または連邦法に違反すると考えた場合、当該憲法問題を連邦憲法裁判所に移送しなければならない。

(57) Vgl. *Ermano Greiner*, Der neue Rundfunkbeitrag aus europarechtlicher Sicht, CR 2013, 156 ff. 西土・前掲注(54)一六九頁以下、鈴木秀美「ドイツ受信料とEC条約」阪大法学五六卷一号(一一〇〇六年)一一三七頁以下、市川芳治「EC競争法とEC／EU法の憲法化」慶應法学(一一〇〇六年)二〇九頁以下、杉内有介「問われる公共放送の任務範囲とガバナンス」放送研究と調査一一〇〇七年一〇号二二六頁以下参照。

〔追記〕 本稿は、放送文化基金の平成二二二年度助成による研究「ドイツの新しい受信料制度——その概要と問題点」の研究成果の一部である。